

第 6547 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 通信販売の売掛金

Q : 通信販売を始めました。代金を支払わない顧客がいます。取引は1回だけのところもありますが、どのような取扱いになりますか？

A : 1年以上回収できない売掛債権は、貸倒れとして損金に算入することができます。

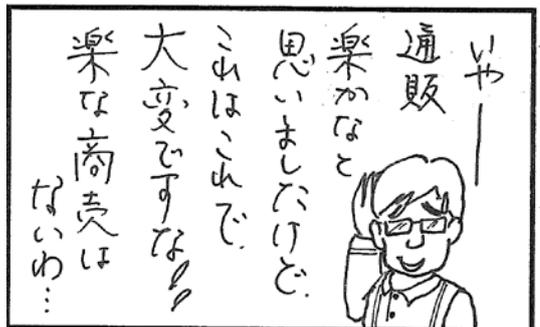
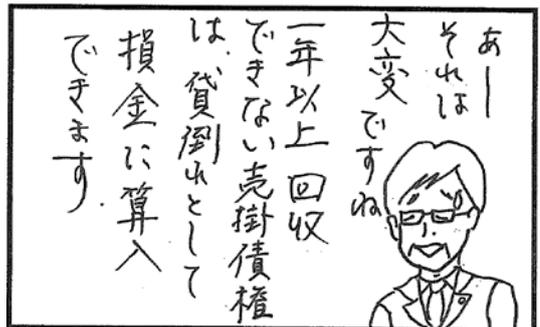
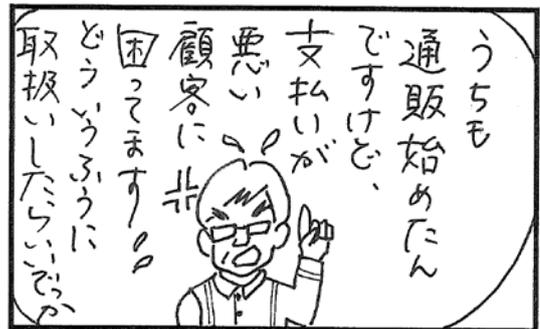
【解説】

法人税では、債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権について、法人がその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めることとしています。

この取扱いは、継続的な取引を行っていた債務者について適用があるものですが、通信販売先について、顧客管理しているような場合には、この取扱いが認められることとなります。

①債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(その売掛債権について担保物のある場合を除く。)

②法人が同一地域の債務者について有するその売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】